

令和8年度 町県民税・森林環境税申告受付日程

申告期間	行政区	申告会場
① 2月12日(木) 2月13日(金)	収入が0の申告のみ 受付します。	
② 2月16日(月) 2月17日(火) 2月18日(水) 2月19日(木) 2月20日(金) 2月24日(火) 2月25日(水) 2月26日(木) 2月27日(金) 3月 2日(月) ~16日(月)	新島区・中島区 大見武区 江口区・森下区 板良敷区 東浜区 与原区 当添区 港区・浜田区 上与那原区・県営団地 与那原町全地区	与那原町役場1階 町民ラウンジ
	※会場に設置されたパソコンで、ご自身で申告を行っていただきます。	
	3月17日(火) ~5月31日(日)	申告受付ができない日
	※申告の際には必ず マイナンバーが分かるもの (マイナンバーカード等)を お持ちください。	※申告受付停止期間、期限後申告は 6月1日(月)からとなります。
	9:00~12:00	申告受付時間
	12:00~14:00	電子申告受付時間
	— 納め忘れにご注意ください! —	口座振替申し込みはパソコン・スマートフォン・役場窓口でも受け付けています!
	QRコード	QRコード
	「キャッシュカード」と「暗証番号」などを用意ください。 詳しくはこちら▶	

所得税及び復興特別所得税の確定申告

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税等の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続です。

令和7年分の確定申告書の受付は、令和8年2月16日(月)から同年3月16日(月)までです(還付申告書は、令和8年2月13日(金)以前でも提出できます)。

なお、確定申告相談会場には例年多数の方が訪れており、会場内の混雑緩和のため、確定申告会場での相談を希望される方は、「国税庁LINE公式アカウント」から「オンライン事前予約」の手続をお願いします。オンライン事前予約の詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

また、通常、税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、税務署での相談及び申告書の受付を行っておりませんが、一部の税務署では、令和8年3月1日(日)に確定申告の相談及び申告書の受付を行います(前年の日程と異なっておりますので、詳細は国税庁ホームページでご確認ください)。

確定申告は
自宅からマイナンバーカードを利用した
e-Taxでの申告が便利です!

令和7年分の確定申告は、マイナンバーカードを使つて、ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力すると、税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。作成した申告データは、そのままe-Taxで送信できます。

マイナンバーカードを使って、マイナポータル連携を利用すると、給与等の収入に関する情報や、医療費、ふるさと納税等の控除に関する情報を一括取得し、申告書の該当項目に金額等を自動入力することができ、申告書の作成がさらに便利になります(給与のデータは、事業主の方が、オンラインで源泉徴収票を提出していること等の要件があります)。

マイナポータル連携の詳細や確定申告に関する情報については、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。詳しくは下記をご覧ください。

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください!

有効期限を過ぎた場合、マイナンバーカードを使ったe-Tax手続などのご利用ができません。特に確定申告時は更新窓口(市区町村)の混雑が予想されますので、お早めに更新手続をお願いします。有効期限や更新手続等の詳細はデジタル庁ホームページをご確認下さい。

申告受付期間

■対面申告受付時間
9:00~12:00
■電子申告受付時間
12:00~14:00

※会場に設置されたパソコンで、ご自身で申告を行っていただきます。

申告受付ができない日

**3月17日(火)
~5月31日(日)**

※申告受付停止期間、期限後申告は
6月1日(月)からとなります。

※申告の際には必ず
マイナンバーが分かるもの
(マイナンバーカード等)を
お持ちください。

令和7年度

固定資産税第4期分の
納付期限は

令和8年3月2日(月)です

口座振替日は2月25日(水)

—— 納め忘れにご注意ください! ——

町税は納期内に納付をお願いします。

口座振替の申し込みはパソコン・スマートフォン・役場窓口でも受け付けています!

「キャッシュカード」と「暗証番号」などを用意ください。
詳しくはこちら▶

QRコード

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告か住民税申告かを簡易的に判断できます。
※確定申告する際は住民税申告は必要ありません。

スタート

与那原町に住んでいた
はい

いいえ

市区町村へ申告してください
いた

下記の所得

● 営業

● 農業

● 不動産

収入なし
または
非課税となる
収入のみ※1

主に
公的年金収入

主に
給与収入

下記の場合は無収入の申告が必要です

- 税証明書が必要な方
- 国民健康保険に加入している方
- 公営住宅に入居している方
- 保育園児、幼稚園児がいる方
- 年金の免除や福祉サービスを受ける方
- など

収入なし、または非課税となる収入のみの方は、与那原町公式LINEによる申告を推奨しています。
LINE申告により混雑する申告会場を避ることができます。
与那原町公式LINEによる申告を右記の二次元コードから▶



申告不要

住民税申告

確定申告

申告不要

住民税申告

- 公的年金収入(400万円以下)のみで申告する控除がない

- 公的年金収入(400万円以下)と、公的年金以外の所得が20万円以下

- 公的年金収入が400万円を超える
- 公的年金収入以外の所得が20万円以上

- 年末調整済みの給与(1か所)のみ

- 給与収入と、給与以外の所得が20万円以下

- 給与収入が2,000万円を超える
- 控除の追加、変更がある
- 2か所以上から給与がある
- 給与以外の所得が20万円以上
- 年末調整をしていない

- 所得金額より控除の金額の方が多い
(所得税が課税されない)

- 所得金額より控除の金額の方が多い
(所得税が課税される)

※1 非課税収入には、遺族年金、障害年金、失業給付金などがあります。

※2 このフローチャートは簡易的な目安のため当てはまらない場合もあります。

〈注意点〉

役場の申告会場では、住民税申告と簡単な確定申告のみ受付しています。

下記の内容の申告については、那覇税務署(結の街)またはe-TAXで確定申告を行ってください。

- | | | |
|----------------------------------|------------------|-----------|
| ● 分離所得(退職所得、土地、株式等の譲渡、先物取引など)の申告 | ● 配当所得の申告 | ● 青色申告 |
| ● 損失の繰越申告、繰越控除の申告 | ● 1回目の住宅借入金等特別控除 | ● 外国税額控除 |
| ● 特定支出控除 | ● 雜損控除 | ● 災害関連の控除 |
| ● 遺族年金 | ● 遺族年金 | ● 遺族年金 |
| ● 障害年金 | ● 障害年金 | ● 障害年金 |
| ● 失業給付金 | ● 失業給付金 | ● 失業給付金 |

